

(別添4)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文 (公立大学法人制度関係部分抜粋)

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号) (抄) (第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。)、市町村及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)(以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認定の申請をした者が学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。))又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。</p> <p>一 5 四 (略)</p>	<p>(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 5 4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。))及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があつたときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認定の申請をした者が学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。))又は社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。</p> <p>一 5 四 (略)</p>

6 (略)

7 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国、市町村又は公立大
学法人である場合にあつては、その申請が第一項又は第三項の条例で定
める要件に適合していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定を
するものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、
その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支
援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当
該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。
以下この項及び第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずる
おそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるとき
は、第一項又は第三項の認定をしないことができる。

一～三 (略)

8・9 (略)

(設置者)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体（公立大学法人を含む。第十七条第一項において同じ。）、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

6 (略)

7 都道府県知事は、第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、かつ、その申請をした者が第五項各号に掲げる基準（その者が学校法人又は社会福祉法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるとき（その申請をした者が国又は市町村である場
合にあつては、その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合
していると認めるとき）は、第一項又は第三項の認定をするものとする
。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府
県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法（平成二十
四年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定
める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下この項及び
第十七条第六項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場
合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第一項又は
第三項の認定をしないことができる。

一～三 (略)

8・9 (略)

(設置者)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。))が設置するものを除く。)については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。)は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

255 (略)

(設置等の届出)

第十六条 市町村(指定都市等を除く。以下この条及び次条第五項において同じ。)(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項(同条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(都道府県知事への情報の提供)

第十八条 (略)

(設備及び運営の基準)

第十三条 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。)は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

255 (略)

(設置等の届出)

第十六条 市町村(指定都市等を除く。次条第五項において同じ。)は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項(次条第一項及び第三十四条第六項において「廃止等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

(都道府県知事への情報の提供)

第十八条 (略)

2 (略)

3 指定都市等の長は、当該指定都市等(当該指定都市等が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。))が設置するものを除く。)については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(学校教育法の準用)

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第三百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を

2 (略)

3 指定都市等の長は、当該指定都市等が幼保連携型認定こども園を設置したときは、速やかに、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(学校教育法の準用)

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第三百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を

む。)及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者の設置する
幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合
的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こ
ども園をいう。以下同じ。)」と、「大学及び高等専門学校にあつては
文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県
知事」とあるのは「都道府県知事(指定都市等(同法第十三条第一項に
規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。))の区域内にあ
つては、当該指定都市等の長)」と、同法第八十一条第一項中「該当す
る幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する
教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定
する園児(以下この項において単に「園児」という。)」と、「必要と
する幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科
学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、
「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援
学校においては、幼保連携型認定こども園の要請に依りて、園児の教育
に關し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第百
三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営
上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定め
る。

む。)及び地方公共団体以外の者の設置する幼保連携型認定こども園(就
学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法
律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。
)」と、「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び
高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府
県知事(指定都市等(同法第十三条第一項に規定する指定都市等をいう
。以下この条において同じ。))の区域内にあつては、当該指定都市等の
長)」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」と
あるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この項にお
いて単に「園児」という。)」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」
とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法
第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは
「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携
型認定こども園の要請に依りて、園児の教育に關し必要な助言又は援助
を行うよう努めるものとする」と、同法第百三十七条中「学校教育上」
とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上」と読み替えるものとし
るほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。</p> <p>三〇六 （略）</p> <p>（教員等の任命等）</p> <p>第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が当該大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）並びに第七十七条の二第一項の規定により当該大学に附属して設置される同項に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。</p> <p>三〇六 （略）</p> <p>（教員等の任命等）</p> <p>第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。</p>

(大学附属の学校)

第七十七条の二 公立大学法人が設置する大学に、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、定款で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校（次項において「学校」という。）を附属させて設置することができる。

2 設立団体の長は、前項の規定により公立大学法人が設置する学校に係るこの法律、他の法令又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(出資の認可)

第七十七条の三 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(会計監査人の資格等の特例)

第七十九条の二 公立大学法人の会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを当該公立大学法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第一号に掲げる者を選定することはできない。

2 公立大学法人においては、第三十七条第二項に規定する者のほか、次

(新設)

(新設)

(新設)

に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 監査の対象となる公立大学法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

二 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(長期借入金及び債券発行の特例)

第七十九条の三 公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券(以下この章において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、前項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した公立大学法人の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規

(新設)

定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5| 公立大学法人は、設立団体の長の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6| 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7| 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第七十九条の四 前条第一項又は第二項の規定により、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(新設)

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）第一条及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）第一条による改正後のもの

改正案	現行
<p>第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第百二十七条において同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>②（略）</p> <p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学</p>	<p>第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>②（略）</p> <p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学</p>

院の研究科並びに第八号第二項の大学の学科についても、同様とする。
一 (略)

二 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第三百三十条第一項及び第三百三十一条において同じ。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 (略)

②・③ (略)

④ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)(指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤ (略)

第五十四条 (略)

② (略)

③ 市(指定都市を除く。以下この項において同じ。)(町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。))の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校について

院の研究科並びに第八号第二項の大学の学科についても、同様とする。
一 (略)

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 (略)

②・③ (略)

④ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第五十四条第三項において「指定都市」という。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤ (略)

第五十四条 (略)

② (略)

③ 市(指定都市を除く。)(町村の設置する高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所

ては都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）又は指定都市（指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会（公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人）がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④（略）

第三百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

②④（略）

を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第四条第一項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

都道府県又は指定都市の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市の教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

④（略）

第三百三十条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

②④（略）

第百三十一条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第二百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

第百三十一条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第二百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

② (略)

附則

第五条 削除

② (略)

附則

第五条 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、
第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学及び高等専門学校
以外の学校を設置することができない。

○ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>第七条 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第七条 市町村の教育委員会、<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</u>第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第三条（略） 2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国）（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であ</p>	<p>第三条（略） 2・3（略）</p> <p>4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国）（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第</p>

るときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5・6 (略)

一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5・6 (略)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下単に「公立大学法人」という。）を含む。）が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（国及び地方公共団体以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長）をいう。</p>

4・5 (略)

(取上げ)

第十一条 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

二 (略)

3・5 (略)

4・5 (略)

(取上げ)

第十一条 国立学校又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 一 国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

二 (略)

3・5 (略)

改正案	現行
<p>（学校施設の利用）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、<u>大学及び幼保連携型認定こども園</u>にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、<u>大学及び幼保連携型認定こども園</u>以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。</p> <p>（社会教育の講座）</p> <p>第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることが</p>	<p>（学校施設の利用）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、<u>高等専門学校</u>にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、<u>幼保連携型認定こども園</u>にあつては設置者である地方公共団体の長、<u>大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園</u>以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p> <p>（社会教育の講座）</p> <p>第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは<u>高等専門学校</u>に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開</p>

2
4
(略)

を
き
ん。
。

2
4
(略)

設
を
求
め
る
こ
と
が
で
き
る
。

改正案	現行
<p>(国の補助)</p> <p>第十五条 国は、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百零八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条において「公立大学法人」という。）が設置する学校を含む。次項において同じ。）の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(短期の産業教育)</p> <p>第十六条 国は、公立の中学校又は高等学校（公立大学法人が設置する中学校又は高等学校を含む。以下この条において同じ。）が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育（別科における教育及び学校において社会教育として行うものを含む。）を行う場合においては、当該教育に</p>	<p>(国の補助)</p> <p>第十五条 国は、公立学校の設置者が次に掲げる施設又は設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。次条において同じ。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(短期の産業教育)</p> <p>第十六条 国は、公立の中学校又は高等学校が中学校卒業後産業に従事し、又は従事しようとする青少年のために地方の実情に応じた技能教育を主とする短期の教育（別科における教育及び学校において社会教育として行うものを含む。）を行う場合においては、当該教育に必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、前条第一項の政令で定める</p>

必要な施設又は設備及びその運営に要する経費について、前条第一項の政令で定める審議会等の議を経て政令で定める基準に従い、その全部又は一部を、当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

審議会等の議を経て政令で定める基準に従い、その全部又は一部を、当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる。

改正案	現行
<p>(国の補助)</p> <p>第九条 国は、<u>公立の学校</u>（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものを含む）次項において同じ。）又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>国は、公立の学校又は私立の学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、</u>予算の範囲内において補助する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(国の補助)</p> <p>第九条 国は、<u>公立又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、</u>予算の範囲内において補助する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項に規定するものの外、<u>国は、公立又は私立の学校に係る理科教育の振興のために特に必要と認められる経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、</u>予算の範囲内において補助する。</p> <p>3 (略)</p>

○ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）（抄）（附則第二十条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校（地方独立行政 法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立 大学法人が設置するものを含む。）で、学校教育法（昭和二十二年法律 第二十六号）第一条に規定するものをいう。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（国及び都道府県の行う就学奨励）</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>	<p>（国及び都道府県の行う就学奨励）</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費</p> <p>四〇六 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>

○ 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）（抄）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（処罰の請求）</p> <p>第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学に附属して設置される義務教育諸学校にあつては、当該大学の学長</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（処罰の請求）</p> <p>第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。</p> <p>一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校にあつては、当該国立大学の学長</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）（抄）（附則第二十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。）の施設の災害復旧事業</p> <p>四〇四四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> <p>第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校の施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業</p> <p>四〇四四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p> <p>第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇</p>

箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円で未滿、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未滿のもの、公立学校の施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

254 (略)

所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円で未滿、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未滿のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

254 (略)

改正案	現行
<p>（学校教育法の特例）</p> <p>第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社を設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二十一条中「及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）」とあるのは、「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において「学校設置会社」という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の</p>	<p>（学校教育法の特例）</p> <p>第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社を設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二十一条中「及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」と称する。）」とあるのは、「私立学校法第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」と称する。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において「学校設置会社」という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十條、第十四條、第四十四條（第二十八條、第四十九條、第六十二條、</p>

長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。」と、同法第九十五条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条第一項の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2 3 (略)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 (略)

2 3 (略)

4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長）」とする。

第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。」と、同法第九十五条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条第一項の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2 3 (略)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)

第二十九条 (略)

2 3 (略)

4 第一項の規定により地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、同法第四十四条第二項中「教育委員会又は」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校にあつては、当該地方公共団体の長

〔又は〕と、「教育委員会を」とあるのは「教育委員会（同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長）を」と、同令第二条第三項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長）」とする。

○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）（抄）（附則第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（標準教科用特定図書等の需要数の報告）</p> <p>第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（標準教科用特定図書等の需要数の報告）</p> <p>第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（学校施設の利用）</p> <p>第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのために供するよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（学校施設の利用）</p> <p>第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特定教育・保育施設の確認）</p> <p>第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（特定教育・保育施設の確認）</p> <p>第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）（抄）（附則第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公立の学校に係る対処）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>25（略）</p> <p>第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>（公立の学校に係る対処）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>25（略）</p> <p>（新設）</p>